

研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業
令和7(2025)年度 事務処理説明書(特別研究員-PD等の雇用制度導入機関向け)ー登録後の諸手続についてー
改定箇所の抜粋(対改定前)(令和7(2025)年1月変更点)

項目	改定後	改定前
2.1.1	雇用支援金交付申請書の作成 交付申請にあたって、支援対象機関は、「【様式1】交付申請書」及び「【別紙】雇用対象者リスト」を令和7(2025)年2月 28 日(金)までに提出する必要があります。交付申請者は、PD 等の受入研究機関の長としてください。 また、雇用支援金の交付対象は、支援対象機関が行う PD 等の雇用ですので、交付申請にあたっては、雇用する PD 等と雇用の合意をとっておくようにしてください。 (略) ※令和7(2025)年度採用分の PD、RPD の採用内定者については、当該 PD 等が雇用を希望しない場合を除き、雇用制度導入機関にて雇用することとなります。よって、採用内定者についても、雇用の希望の有無について確認を行ってください。ただし、令和7(2025)年4月1日時点で博士の学位の取得ができなかった場合、特別研究員として採用されません。したがって、この場合、仮に当該者を雇用制度導入機関において雇用した場合でも、当該者は雇用支援金の支援対象となりません。雇用の手続を進めるにあたっては、学位取得状況を適宜確認するとともに、学位取得の見込みが不明瞭な内定者がいる場合、あらかじめ本会まで連絡してください。また、資格確認等の採用内定者が行う手続については、令和7(2025)年1月中旬頃、採用内定者本人へ通知します。令和7(2025)年4月1日から採用となる PD 等内定者のうち、雇用対象者リストにて雇用となることが確認できた PD 等については、令和7(2025)年4月1日に採用決定を通知します。<u>(フェローシップ型 PD 等についても令和7(2025)年4月1日に採用決定を通知します。)</u> ※本人の事情により特別研究員の採用当初より雇用となることを選択しなかった場合であっても、事情の変更等により採用途中から雇用の開始を希望する者について、雇用制度導入機関	雇用支援金交付申請書の作成 交付申請にあたって、支援対象機関は、「【様式1】交付申請書」及び「【別紙】雇用対象者リスト」を令和7(2025)年2月 28 日(金)までに提出する必要があります。交付申請者は、PD 等の受入研究機関の長としてください。 また、雇用支援金の交付対象は、支援対象機関が行う PD 等の雇用ですので、交付申請にあたっては、雇用する PD 等と雇用の合意をとっておくようにしてください。 (略) ※令和7(2025)年度採用分の PD、RPD の採用内定者については、当該 PD 等が雇用を希望しない場合を除き、雇用制度導入機関にて雇用することとなります。よって、採用内定者についても、雇用の希望の有無について確認を行ってください。ただし、令和7(2025)年4月1日時点で博士の学位の取得ができなかった場合、特別研究員として採用されません。したがって、この場合、仮に当該者を雇用制度導入機関において雇用した場合でも、当該者は雇用支援金の支援対象となりません。雇用の手続を進めるにあたっては、学位取得状況を適宜確認するとともに、学位取得の見込みが不明瞭な内定者がいる場合、あらかじめ本会まで連絡してください。また、資格確認等の採用内定者が行う手続については、令和7(2025)年1月中旬頃、採用内定者本人へ通知します。令和7(2025)年4月1日から採用となる PD 等内定者のうち、雇用対象者リストにて雇用となることが確認できた PD 等については、令和7(2025)年4月1日に採用決定を通知します。<u>(フェローシップ型採用者の採用決定通知は4月下旬となります。)</u> ※本人の事情により特別研究員の採用当初より雇用となることを選択しなかった場合であっても、事情の変更等により採用途中から雇用の開始を希望する者について、雇用制度導入機関としても雇用をすることができる場合、本事業の趣旨から本会が雇用を妨げることはありません

としても雇用をすることができる場合、本事業の趣旨から本会が雇用を妨げることはありません。ただし、採用途中からの雇用開始日は原則として、4月、7月、10 月、1月の各1日の年4回とします。月途中での雇用開始はできません。 ※一度雇用した PD 等を同一研究機関内において、フェローシップ型 PD 等へ変更することはできません。 ※雇用制度導入機関のうち、令和7(2025)年度に雇用する PD 等の該当がなく、雇用支援金の交付申請を行わない機関については、令和7(2025)年2月 28 日(金)までにその旨、本会までご連絡ください。 ※「【様式1】交付申請書」及び「【別紙】雇用対象者リスト」と併せて電子申請システムより銀行口座情報もお知らせください。	ん。ただし、採用途中からの雇用開始日は原則として、4月、7月、10 月、1月の各1日の年4回とします。月途中での雇用開始はできません。 ※一度雇用した PD 等を同一研究機関内において、フェローシップ型 PD 等へ変更することはできません。 ※雇用制度導入機関のうち、令和7(2025)年度に雇用する PD 等の該当がなく、雇用支援金の交付申請を行わない機関については、令和7(2025)年2月 28 日(金)までにその旨、本会までご連絡ください。 ※「【様式1】交付申請書」及び「【別紙】雇用対象者リスト」と併せて電子申請システムより銀行口座情報もお知らせください。
--	--